

第七回国会 文部委員会 議録 第十五号

昭和二十五年四月一日(土曜日)
午前十一時五十四分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君
理事 岡延石 二門君 理事 高木 章君
理事 圓谷 光衛君 理事 水谷 昇君
理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君
理事 小林 信一君
理事 木村 公平君 佐藤 重遠君
理事 千賀 康治君
出席政府委員

文部事務官 森田 孝君
(大官官房 総務課長)
文部事務官 鈴木 享弘君
(大学事務局)
文部事務官 西崎 惠君
(社会教育局長)
委員外の出席者

三月三十一日
委員谷口善太郎君辞任につき、その補欠として池田峯雄君が議長の名指で委員に選任された。

四月一日
委員池田峯雄君辞任につき、その補欠として谷口善太郎君が議長の名指で委員に選任された。

三月三十一日
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)(参議院送付)
図書館法案(内閣提出第八七号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)(参議院送付)
図書館法案(内閣提出第八七号)(参議院送付)

○長野委員長 これより会議を開きます。
図書館法案(参議院送付)を議題といたします。

図書館法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月三十一日
参議院議長 佐藤尚武
衆議院議長 幣原喜重郎
(小学及び)は参議院修正

図書館法案の一部を次のように修正する。
(司書及び司書補)
第四條 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と〇する。

2 司書は、図書館の専門的職務に従事する。
3 司書補は、司書の職務を助ける。

(公立図書館に対する補助その他)の援助)
第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に對し、予算の定めるところに従ひ、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第七條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令(昭和八年勅令第七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三條第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとす

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附屬図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとす

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとす。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとす

7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとす。

8 旧国立図書館附屬図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとす。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し学識経験のある者のうちから、館長を任命することが出来る。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第二條第一項、第三條及び第十五條の学校には学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の従前の規定による学校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五條第二項の高等学校には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校高等科及び青年学校本科並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含む

ものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられないう限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとす。

12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとす。

13 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、」を「当分の間、」に改める。

○長野委員長 質疑を許します。まず二十四條より二十九條まで——附則全体について質疑はございませんか。

○千賀委員 ただいまの参議院から送付された意見と関連がありますが、予算がこの法案には、ほとんどついておらぬということを、われ／＼は承知をいたしております。もちろんそれがわれわれの理想ではない。理想といたしましては、すみやかに、なるべく近い機会において、十分とまでは行かぬでも、最低限度の予算でも計上されて、この法律をせつ／＼つくつた、その意

義があるような運用ができるようにしたいということ、やま／＼ではありますけれども、いろいろな情勢上、今回は予算が伴い得ないということを、まず了承いたしておつたのであります。それと関連をいたしまして、参議院の意見の中にあつたその他必要な援助をすることができるといふことで、これは了承したいと思つておつたのですが、援助をするものだというところに、なりまして、するものだという法律をつくつて予算がないといふことは、首尾相反することになりますので、むしろわれ／＼の感持はそこにあるに、さうな無理な議決をすることもどうかと思ひます。これに關してさうな議決をされた場合に、政府当局は取扱上どういふことになるか、これをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○西崎政府委員 今般の図書館法に關しまして、予算的の措置がとられていないといふことは、ただいま御指摘の通りでございます。事情やむを得ないといふことになつたのでありますけれども、確かに本案の欠点と考へるものであります。提出の当初にあつたものであります。その点を考慮いたしまして、見合せてはいかかかといふ意見も一部にあつたのであります。図書館界の一般の世論といたしまして、事實は一日もゆるがせにすることのできないやうなところまで来ておりました。新しい図書館の性格なり、あるいは職員の大綱なりを明記した法律を今にして公布せんば、図書館界の前途は非常に暗くなる。だから補助金関係は二十六年度にまわしても、必ず今やつてもらいたという要望が、非常に強くありまし

たので、かた／＼研究の結果、不本意ながら本案を提出したのであります。御質問の点に關しましては、こういうふうな「援助を行う」といふことに訂正されて「予算の定めるところに従ふ」といふその時期によりまして、たゞその当該年度、あるいは一年や二年の間その予算が定むるところがなくなつても、さしつかえないといふ法令の解釈であります。また現に昨年御審議を願ひました社会教育法の中の公民館に關しまして、同様趣旨の修正がございまして、同様に、当該年度において、補助金がなかつたので、その翌年度に補助金を計上し、それが認められたのであります。さういふ關係もございまして、参議院の修正案のように御訂正願ひしても、それは法令上も、また實際問題といたしまして、支障はないと考へております。

○千賀委員 この問題は、図書館法案が上程される前から、図書館協会などで問題になつたと見えまして、私の郷里の図書館などからも、相当熱心に、ただいま参議院から送付されたやうな案に修正をしてくれといふことを言つて来たのであります。ところが私は、政府もある信念とやむにやまれぬ事情のもとに、できる限りの法案を提出されたものと信じて、その御希望の修正は、われ／＼與黨の立場としては、今やつても無理だらうから、時の来るまでしん／＼うしなさいといつて、あきらめさせておつたのであります。ただいまの政府の答弁を聞きますと、さういふ修正をしてくれてよいといふことである。これは私少々政府の法案提出の根本信念について、疑いなきを得ない。あなた方が、あくまで原案でや

つてくれと言ふならば、私は郷里の図書館に多少額を悪くしても、政府を支持するかも知れないのであります。が、郷里の図書館からさういふことを言つて来たのは、いづれ図書館の組合、協会の協議でさうな案が出たのだらうと思ひますが、途中からかやうなものに——その内容については大した差はないにいたしまして、迎合阿諛して行く、それをあえて恥じないといふ態度であります。將來われ／＼は、あなた方を信じてできるだけ支持をしようといふ態度に、みづから大きな自己反省をしなければならぬのであります。その点については、どういふお考えですか。

○西崎政府委員 ただいまの御質問も、非常にごもつともで、全然同感であります。実はこの点ちよつと誤解があるものであります。この原案は、実はさういふことになつておつたのですが、対外的に折衝の結果、それを最後まで主張したにもかかわらず、達することができませんので、文部当局といたしましては、不本意ながらも、さういふやうな原案のもとに妥協しなければならぬやうな事情で、さういふことになつて参つたのであります。と申しまして、一旦さういふことに決定して出ました以上は、もちろんわれわれも原案支持でやつておつたのであります。が、たゞ／＼参議院で修正されたことにつまましてどう思ふかといふやうなことをお聞きになりましたことに對しましては、今私申しましたやうに、実は原案はさういふふう書いておられ、最後までねばつて交渉したのだけれども、対外的に折衝の結果、やむを得ずさういふことに落ちついたの

で、もしもこれを法令的の解釈なり、あるいは實際上の解釈として見るときには、さういふやうに御訂正になりまして、これによつて政府が非常に困るとか、苦境に立つとかいふことではない、さういふ意味のつもりで御答弁申し上げたのであります。誤解のないやうにお願いいたします。

○長野委員長 ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○長野委員長 速記を始めてください。次に全般にわたる質疑はございせんか。——それでは質疑はこの程度といたします。

○長野委員長 次に学校教育法の一部を改正する法律案（参議院送付）を議題といたします。

学校教育法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月三十一日

参議院議長 佐藤尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿
（小字及び一は参議院修正）

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律は、○公布の日から起算して、一月一日から施行する。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期

及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

○長野委員長 質疑を許します。

○松本(七)委員 「第五十條に次の二項を加える。」というところに高等学校には、前項の外、養護教諭、云々を置くことができる」ということになつております。小学校、中学校には、養護教諭を必ず置かなければならないことになつておるにもかかわらず、高等学校だけが「置くことができる」というふうになつて、義務づけられておらぬ理由を伺つておきたいと思ひます。

○鋼本政府委員 養護教諭は、小学校及び中学校につきましては、児童に對する關係で、ぜひ必要であるのに比べて、高等学校の方は、もちろん養護教諭があつた方がよいには違ひありませんが、やはりその程度におきまして、小学校、中学校の方が非常に強いということから、養護教諭は小学校、中学校におきましては置かなければならない」というふうにしたのでございまして、實際は養護教諭の養成がその需要に伴いませんで、現在でも十分充実していない状況でございまして、特に小学校、中学校間におきまして兼務してやつておるような状態が強いのでございます。しかし高等学校の方におきまして、最近相当養護教諭を置く学校も出て参つたのでございまして、これを義務づけまして、養護教諭を置かなければならぬということにいたしますと、その養成が、現在のところ全然間に合いませんばかりでなく、まだ十分充実しておりません。

小学校及び中学校の充実を阻害するといふようなこともおそれられますので、現在におきましては、養護教諭につきましては「置くことができる」という程度にいたしましたのでございます。

○松本(七)委員 ただいまの御答弁によりまして、第一は、高等学校では、それほど必要性がないのじやないかというところでしたが、この点は後に御説明になつたように、最近はどこもその必要性を認めておる。従つて必要度の事柄は、私は理由にならないのではなからうかと思ふ。そして第二の、養成機関が充実しておらないということですが、これもやはり法律としては、理想として置くことを義務づけて、その上で養成機関を別に完備して行くことに努力するのが、私は本筋ではないかと思ふのです。この点趣旨がちよつと違ふようですが、政府側の考えはわかりました。そうすると、幼稚園においては、なおこの養護教諭、それから助教諭等の設置を明確にしておく必要があるのではないかと思ひますが、この点がはつきりしておらないのは、どういふわけでありませうか。

○鋼本政府委員 幼稚園におきましては、幼稚園の教育そのものが相当養護教諭のやるようなことが行われて参るのでございまして、幼稚園の先生になりますこと自体におきまして、養護教諭のような教育をして行くということでございますので、幼稚園にももちろん養護教諭がやつたに思ひますけれども、これは必ず置くということには、いたしてないのではありません。

○松本(七)委員 それからもう一点伺いたいのですが、近く大学管理法ですが、そういうものができて、大学に

おいては教授会というものが非常に重要性を持つてゐるわけですが、高等学校以下の学校にも、やはり職員会議といふようなものが、学校運営上必要になつて来るのではないか。そういうものの設置規定がない理由をお伺ひいたしたい。

○鋼本政府委員 大学につきましては、大学の運営のために教授会を置くことになつておりますが、高等学校以下には職員会議といふのを置いていない、置いた方がよいのではないかといふ御質問の趣旨だと思ひますが、事實におきましては、高等学校以下におきましても、教育の内容につきまして研究協議をするために、ただいま文部次官の通牒で、そういうものを置くようにいたしておるのでございます。そこでこれを法律上の成規の機関として規定するかどうかという点につきましては、実は今回の改正につきましては、さしあたり必要な点だけを一応ここに改正いたしました。本格的な学校教育法の改正につきましては、終戦後すでに四年以上経過いたしましたので、なお各般の点につきまして学校教育法を改正する必要があるといふことは十分認めておるのであります。これは研究をいたしました上に全面的に改正を行う場合に譲りたいといふので、なおいろいろ改正を要すべき点もあるかと思ひますけれども、全面的にこれを研究して改正するといふときに譲つて、今回はさしあたる点だけを改正するといふ方針で参つたのでございます。今後全面的にこれは研究をいたして参りたいと考えております。

○長野委員長 ほかに質疑はございませんか。——ないようでありますので、本法案に對する質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十六分散会

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所